

人権尊重都市たかまつ市民会議学校、家庭・地域連携
人権学習支援補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権尊重都市たかまつ市民会議学校、家庭・地域連携人権学習支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、所・園・学校が実施する人権学習等において、家庭・地域との連携を図る取組を支援し、幼児児童生徒の人権学習等の効果を高めるとともに、市民の人権に対する理解と認識を深め、人権を尊重する市民意識の涵養及び普及を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、高松市内保育所（園）、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者・地域人材の活用及び保護者参加型授業等実施事業
- (2) 家庭・地域と連携した人権集会等実施事業
- (3) 保護者や地域住民を対象とした、学校等の人権学習や人権に関する意識等についての調査等実施事業
- (4) 人権教育の取組の様子や成果を、学校便り等を通して保護者・地域住民に伝える広報事業
- (5) 人権に関する視察研修（以下「視察研修」という。）実施事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市民会議会長（以下「会長」という。）が補助金を交付することが適当であると認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 人権学習等の開催、意識調査等の実施及び広報活動等に要する報償費、旅費、印刷費、消耗品費、通信・運搬費、使用料及び賃借料
- (2) 視察研修の実施に要する報償費及び旅費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が補助金を交付することが適当であると認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費相当額とする。ただし、その上限額は5万円とし、かつ、予算の範囲内で決定するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする学校等は、補助事業を実施する1月前までに交付申請書(様式第1号)に関係書類を添え、会長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、学校等に通知するとともに、決定した補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金を交付された学校等は、補助事業終了後速やかに、実績報告書(様式第3号)に関係書類を添え、会長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 会長は、第6条の規定により申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるものを除くほか、会長の指示に従わなかったとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 申請者は、市民会議監事から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2017年5月26日から施行する。